

指定障害福祉サービス事業所の長
指定障害者支援施設の長 様

長野市保健福祉部障害福祉課長
(保健福祉部障害福祉課指定給付担当)

指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預かり金の適正な処理について (通知)

このことについて、指定障害福祉サービス事業所における預かり金に関する事案についての新聞報道がありました。当課としては本事案について、関係機関と連携を取りながら適切に対応してまいります。

つきましては、貴事業所において、利用者の預かり金等を取り扱っている場合は、下記事項が徹底されているか確認いただき、事業所等における預り金の管理に万全を期してください。

なお、利用者の預かり金等の管理については、平成 24 年 7 月 12 日付け 24 障第 157 号で適正な処理について通知しているところです。

記

- 1 事業所等において、利用者又は家族から預り金等の管理を依頼されている場合は、保管依頼書 (契約書等) を徴するとともに、預り証を発行すること。
- 2 預り金等に係る管理規程を必ず整備すること。(※別添 1 参照)
- 3 責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳は別々に保管すること。
- 4 出納事務にあたっては、複数の職員により行う体制を整えること。
- 5 預り金の状況について、責任者は管理者に毎月報告するとともに、管理者は少なくとも 3 か月に 1 回以上、自主点検を行うこと。
- 6 預り金の状況について、利用者 (家族) に対し少なくとも年 1 回以上報告又は確認を求めること。
- 7 第三者又は内部監査員による年 1 回の監査を実施すること。
- 8 原則として、キャッシュカードを利用しないこと。
- 9 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) に基づき適正な管理を行うこと。(※別添 2 参照)